**整備管理者選任(変更)届記入注意事項**

(1)　変更事項については、朱色で囲むこと。

　　 ・整備管理者氏名及び前整備管理者氏名

　　 ・名称、住所変更についても同じ

(2)　選任者が整備士免許所持者の場合は、合格証コピーを3部添付して下さい。

選任者が整備士免許を所持していない場合は、選任前研修修了証明書のコピ

ー3部の添付と、2年以上の実務経験の証明が必要です。

(3)　整備管理者を社外(同グループ企業に限る)の整備工場等に委嘱する場合は、選任届

用紙の委嘱の欄を記入すること。

(4)　選任の資格について以下の要件に該当する者。

　　 ・整備工場、特定給油所等における整備要員としての点検整備作業に関する経験

　 ・自動車運送事業者の整備実施担当者としての点検作業に関する経験

　 ・自動車運送事業者が選任する整備管理者の補助者としての整備管理業務に関する経験

　 ・自家用自動車についての整備管理者としての経験(ただし、点検及び整備に関する法令についての十分な知識を有すると認められる場合に限る)

※　いずれも2年以上の経験が必要となります。

※　1つの事業場で2年以上の経験が証明できない場合は、別途書類の提出が必要と

なりますので、(一社)兵庫県トラック協会適正化事業部(TEL:078-882-5556)までお問合せ下さい。